

名古屋港管理組合公報

令和4年12月1日
(木曜日)
第75号

目次	頁
○職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例	1
○職員の子育休等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	3
告 示	
○令和4年度名古屋港管理組合補正予算の要領	4
○財政状況の公表	7
○令和3年度名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率の公表	9
○指定管理者の指定	10
○港湾施設の変更	10
○港湾施設の使用停止	11
○臨港緑地の廃止	12
議 会 事 項	
○11月定例会名古屋港管理組合議会の結果	13

条 例

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
令和四年十二月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第二号

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例

職員の子育休等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生した日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「二歳」を「当該子が二歳」に改め、「及び」の下に「引き続き」を加え、「引き続き」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第五号ハを削る。

第二条の三第三号を次のように改める。

二 一歳から一歳六箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときにあつてはロ及びハに掲げる場合に該当するとき、管理者が定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当するとき) 当該子の一歳六箇月到達日

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後であるときにあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をするときにあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

ロ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしているとき又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしているとき。

ハ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が定める場合に該当するとき。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないとき。

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六箇月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するとき（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときにあつては第二号及び第三号に掲げる場合に該当するとき、管理者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当するとき）とする。

第二条の四第二号中「とき」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「地方等育児休業をしているとき」を「地方等育児休業をしているとき。」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがないとき。

第二条の五を削る。

第三条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第二条の四」を「前条」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第三条第八号を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第三条之二 法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和四年十月一日から適用する。

（経過措置）

2 令和四年十月一日前にこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第五号の規定により計画を申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

規 則

職員の見学休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年十二月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第九号

職員の見学休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の見学休業等に関する条例施行規則（平成四年名古屋港管理組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第二項中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前項に規定する事情に該当した場合

第三条の二第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

条例第二条の三第三号及び第二条の四に規定する「管理者が定める特別の事情」とは、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の見学休業等に関する条例施行規則の規定は、令和四年十月一日から適用する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年十二月一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第十号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号の二中「通院等」の下に「をする場合」を加え、同条第八号の五中「養育」の下に「をする場合」を加える。
第二条第一項第七号中「後八週間以内」を「以後一年を経過する日までの期間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規則の規定は、令和四年十月一日から適用する。

告 示

名古屋港管理組合告示第39号

令和4年11月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た令和4年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
令和4年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

令和4年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

令和4年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,601,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,171,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(組合債の補正)

第4条 組合債の補正は、「第4表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	使用料及び手数料	千円 4,429,411	千円 8,584	千円 4,437,995
	1 使用料	4,429,401	8,584	4,437,985
3	国庫支出金	1,348,500	326,600	1,675,100
	1 国庫負担金	1,348,500	326,600	1,675,100
7	繰越金	400,000	738,816	1,138,816
	1 繰越金	400,000	738,816	1,138,816
9	組合債	7,948,000	527,000	8,475,000
	1 組合債	7,948,000	527,000	8,475,000
	歳入合計	28,570,000	1,601,000	30,171,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5	建設費	千円 14,184,483	千円 1,601,000	千円 15,785,483
	1 建設管理費	1,424,131	13,300	1,437,431
	2 整備費	12,760,352	1,587,700	14,348,052
	歳出合計	28,570,000	1,601,000	30,171,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
4 港 営 費	1 港 営 管 理 費	港 湾 振 興 事 業 費	千円 —	千円 10,076
5 建 設 費	2 整 備 費	港湾メンテナンス(港湾改修費)補助事業費	—	519,000
		港湾メンテナンス(港湾施設改良費)補助事業費	—	249,000
		港湾メンテナンス(統合)補助事業費	—	72,600
		港湾改修(国際拠点)交付金事業費	25,000	780,000
		港湾施設補修事業費	530,000	1,341,400

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
外国客船対応業務	—	千円 —	令和4年度～令和5年度	千円 56,342
松重ポンプ所整備費	令和5年度	184,000	令和5年度	220,800

第4表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公共事業	千円 6,860,000	千円 527,000	千円 7,387,000	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	7,948,000	527,000	8,475,000			

令和4年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算

令和4年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金収入		千円 18,130	千円 1,120	千円 19,250
	2 寄 附 金	10	1,020	1,030
	3 繰 越 金	10	100	110
3 環境振興基金収入		82,900	2,280	85,180
	2 寄 附 金	20	1,000	1,020
	3 繰 越 金	20	1,280	1,300
歳 入	合 計	155,800	3,400	159,200

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 水族館振興基金		千円 18,130	千円 1,120	千円 19,250
	1 積 立 金	130	1,120	1,250
3 環境振興基金		82,900	2,280	85,180
	1 積 立 金	50,080	2,280	52,360
歳 出	合 計	155,800	3,400	159,200

令和4年度名古屋港管理組合施設運営事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中「1,759,194千円」を「2,011,194千円」に改める。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,651,000千円」を「1,903,000千円」に、「739,000千円」を「991,000千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

支

出

第1款 資本的支出

2,097,000千円

252,000千円

2,349,000千円

第1項 建設改良費

1,759,194千円

252,000千円

2,011,194千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

(追 加)

事 項 期 間 限 度 額

維持補修費 令和5年度 80,800千円

(変 更)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

事 項 期 間 限 度 額

期 間 限 度 額

埠頭用地整備費 令和5年度 231,400千円

令和5年度 378,000千円

609,400千円

名古屋港管理組合告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び名古屋港管理組合財政状況の公表に関する条例（平成13年名古屋港管理組合条例第5号）の規定に基づき、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの期間における名古屋港管理組合の財政状況を次のとおり公表する。

令和4年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合の財政の状況

1 令和4年度予算の執行状況（令和4年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳 入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
分担金及び負担金	7,592,394,000 ^円	2,414,757,600 ^円	
使用料及び手数料	4,429,411,000	2,420,384,516	
国庫支出金	2,394,892,248	169,800,000	
財産収入	5,024,106,000	2,665,736,234	
寄附金	10,000	0	
繰入金	95,521,000	0	
繰越金	987,621,637	1,726,437,807	
諸収入	1,732,058,000	746,731,231	
組合債	10,931,000,000	0	
歳入合計	33,187,013,885	10,143,847,388	

歳 出

歳出区分	予算現額	支出済額	備考
議会費	164,323,000 ^円	63,935,817 ^円	
総務費	3,815,112,000	844,103,281	
企画調整費	901,482,000	369,727,925	
港営費	2,822,600,000	1,290,386,945	
建設費	18,801,496,885	1,960,267,420	
公債費	6,652,000,000	3,013,784,119	
予備費	30,000,000	0	
歳出合計	33,187,013,885	7,542,205,507	

(2) 特別会計

歳入

歳入区分	予算現額	収入済額	備考
水族館振興基金収入	18,130,000 ^円	1,055,434 ^円	
海事文化振興基金収入	54,770,000	0	
環境振興基金収入	82,900,000	2,290,004	
歳入合計	155,800,000	3,345,438	

歳出

歳出区分	予算現額	支出済額	備考
水族館振興基金	18,130,000 ^円	0 ^円	
海事文化振興基金	54,770,000	0	
環境振興基金	82,900,000	10,004	
歳出合計	155,800,000	10,004	

2 財産の状況（令和4年9月30日現在）

区分	現在高
公有財産	
土地	7,175,294.84㎡
建物	142,647.94㎡
山林	—
動産	船舶2隻等
物権	154.86㎡
無体財産権	3件
有価証券	8,200,200,000円
出資による権利	153,000,000円
不動産の信託の受益権	—
物品	476件
債権	10,087,983,876円
基金	1,054,704,556円

3 組合債の現在高（令和4年9月30日現在）

区 分	現 在 高
公 共 事 業 等 債	55,030,402,401 ^円
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	8,097,000,000
緊急防災・減災事業債	202,007,250
全 国 防 災 事 業 債	2,196,295,289
単 独 事 業 債	534,000,000
転 貸 債	4,709,062,170
計	70,768,767,110

4 一時借入金の現在高（令和4年9月30日現在）

区 分	借 入 限 度 額	現 在 高
一 般 会 計	4,000,000 ^{千円}	0 ^円

名古屋港管理組合告示第41号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率を次のとおり公表する。

令和4年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

令和3年度決算に基づく名古屋港管理組合公営企業の資金不足比率

会 計 の 名 称	資 金 不 足 比 率
施 設 運 営 事 業 会 計	— [%]
埋 立 事 業 会 計	—

備考

- 1 資金不足比率の「—」は、資金不足額がないことを示す。
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

名古屋港管理組合告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を令和4年11月15日に次のとおり指定した。
令和4年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

指定に係る施設の名称、指定の相手方及び指定の期間

施設の名称	指定の相手方	指定の期間
新舞子マリナーパーク、南浜緑地及び北浜緑地	愛知県知多市八幡字小根14番地の29 株式会社日誠 代表取締役 尾之内 健統	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
中川口緑地、金城ふ頭中央緑地、堀川東緑地、 大手ふ頭緑地、新宝緑地、船見緑地及び堀止緑地	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会 理事長 福田 健一	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース） 等を除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、 楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地	名古屋市港区港陽一丁目1番69号 公益財団法人 名古屋港緑地保全協会 理事長 福田 健一	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）等	名古屋市中区栄四丁目5番3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 前田 和彦	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
名古屋港ポートビル及びガーデンふ頭臨港緑園	名古屋市港区港町1番3号 公益財団法人 名古屋みなと振興財団 理事長 河合 伸和	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
名古屋港水族館	名古屋市港区港町1番3号 公益財団法人 名古屋みなと振興財団 理事長 河合 伸和	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで

名古屋港管理組合告示第43号

次の港湾施設は、令和4年12月1日から停止面積を変更する。
令和4年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	2 ^級	40号岸壁隣接	35 ^{平方メートル}	図による

(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
昭和ふ頭A荷さばき地 (昭和A)	2 ^級	40号岸壁隣接	1,444 ^{平方メートル}	区画1

名古屋港管理組合告示第44号

次の港湾施設は、令和4年12月1日から当分の間、使用を停止する。

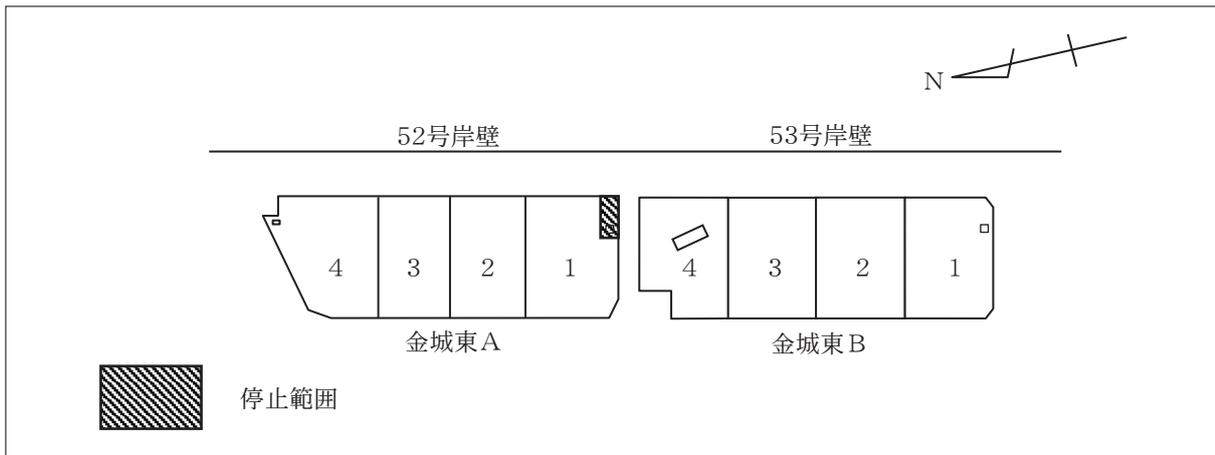
令和4年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積 <small>平方メートル</small>	区 画
金城ふ頭東部A荷さばき地 (金城東A)	1 ^級	52号岸壁隣接	150	図による

図 (金城ふ頭東部A、B荷さばき地)



備考

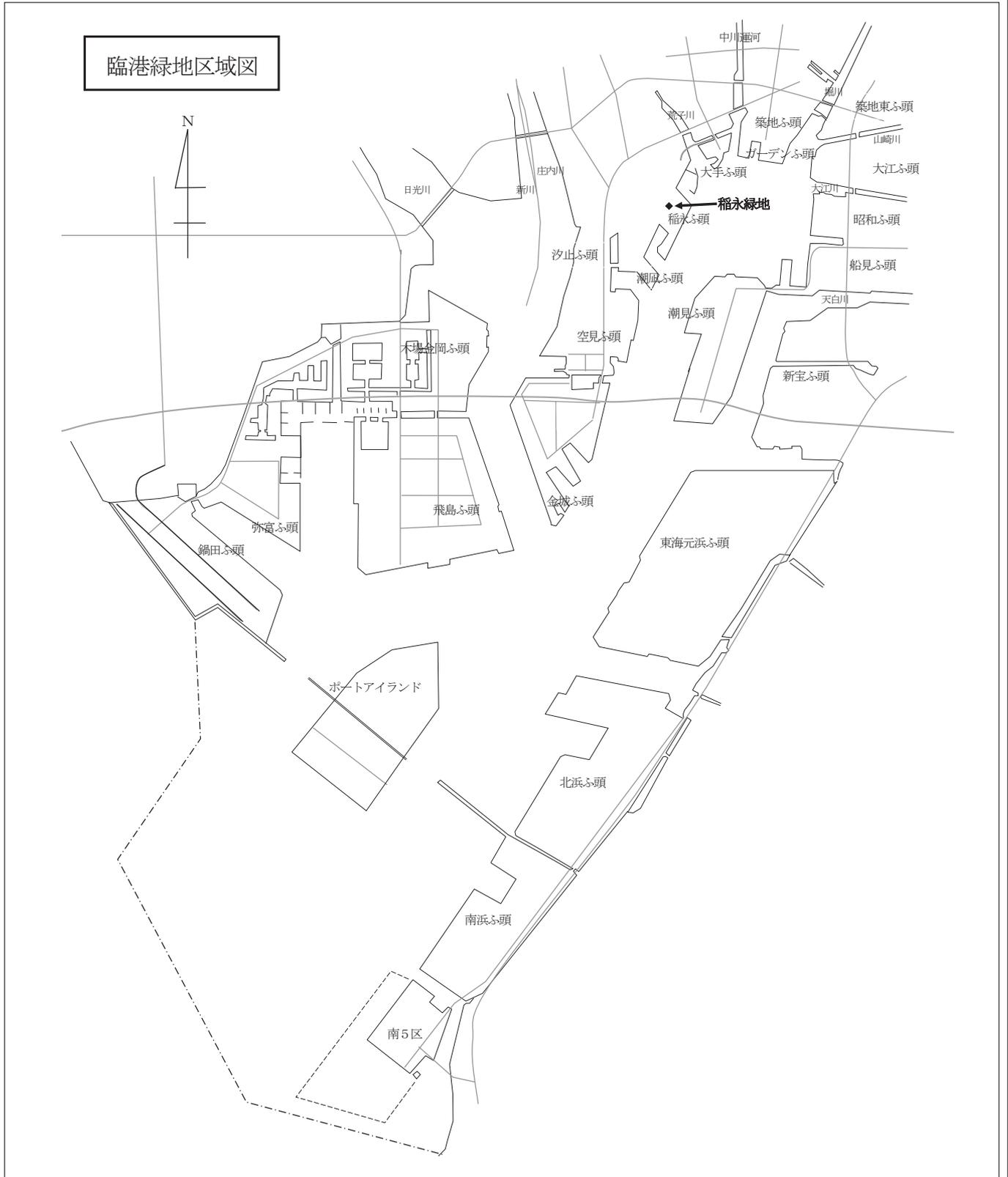
- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城東Aの区画の面積は、1は3,668平方メートル（150平方メートルは停止）、2は3,172平方メートル、3は2,928平方メートル、4は3,539平方メートルである。
- 3 金城東Bの区画の面積は、1は3,439平方メートル、2は3,473平方メートル、3は3,477平方メートル、4は2,919平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第45号

次の臨港緑地は、令和4年12月19日から廃止する。
令和4年12月1日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名称	位置	区域	施設の概要
稲永緑地	名古屋市港区潮風町1番2	別添図示	休息施設



発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合